# 東郷町ホームページバナー広告掲載基準

（趣旨）

１　この基準は、東郷町ホームページ広告掲載に関する要綱第３条２項に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして掲載の可否の判断を行うものとする。

（広告の内容にかかる基準）

２　第３条２項各項に掲げる基準は次のとおりとする。

⑴　次の業種又は業者の広告は掲載しない。

ア　風俗営業類似の業種

イ　通信販売及び訪問販売の類のもの

ウ　ギャンブルにかかるもの

エ　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者

オ　法律の定めのない医療類似行為を行う施設の事業者

カ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生手続中又は更生手続中の事業者

キ　町税等を滞納している者

ク　暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの

⑵　次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

ア　人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの

イ　法律で禁止されている商品及び無認可商品、粗悪品などの不適切な商品並びにサービスを提供するもの

ウ　他を誹謗、中傷又は排斥するもの

エ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

オ　宗教団体等による布教推進を主目的とするもの

カ　非科学又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの

キ　社会的に適切でないもの

ク　国内世論が大きく分かれているもの

附　則

この基準は、平成２１年２月１日から施行する。